

答申第191号（諮問第202号）

「県立〇〇センター（以下甲という）の看護職員（以下乙という）が、乙のせいで甲の患者（以下丙という）に負わせた逸失利益2億3千万円を、自分で提案しておきながら、丙に払わなくてよい・又は払ってはならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年2月5日付けで、「県立〇〇センター（以下甲という）の看護職員（以下乙という）が、乙のせいで甲の患者（以下丙という）に負わせた逸失利益2億3千万円を、自分で提案しておきながら、丙に払わなくてよい・又は払ってはならない、という内容」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年3月14日、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

当該請求に係る文書は保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として平成29年3月29日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年4月27日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成29年6月23日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成29年8月16日、本件審査請求事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法(昭和25年法律第261号)違反・刑法犯である詐欺罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものであるため。

2 実施機関の主張要旨

今回の審査請求に係る開示請求の内容は、当センター職員の患者に対する対応についての根拠を求めていると思われるが、地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法がある。同法第30条には服務の根本基準が定められており、第32条には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、第33条には信用失墜行為の禁止、第35条には職務に専念する義務が定められている。

地方公務員である県立病院職員は、今回請求のあった、服務の根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成又は取得することはない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

(主張の内容)

県立〇〇センターの看護職員が自分で提案したのに、私はお金を払って貰っていない。ここまでの手間をかけさせてまだとぼけるのか。

第5 審査会の判断

1 争点(本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について)

(1) 請求人は、「条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である詐欺罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものである」と主張している。一方、実施機関は、大要、地方公務員である県立病院職員は法令等を遵守すべき義務があり、今回請求のあった、服務の根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

(2) 開示請求のあった公文書は、県立〇〇センターの特定の看護職員が、患者に負わせた逸失利益2億3千万円を、自分で提案しておきながら、払わなくてよい

・又は払ってはならない、という内容の公文書であるが、特定の看護職員と患者の間における個人間の債権債務の問題に関して実施機関が「払わなくてよい、払ってはならない」、ことを内容とする公文書を作成又は取得することは通常想定し難いものであることから、請求のあった公文書を作成又は取得することはないとする実施機関の主張に不自然な点は認められない。

(3) したがって、本件請求に係る公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 8月16日	諮問
平成29年 8月29日 (第62回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成29年 9月29日 (第63回 第二部会)	審議
平成29年11月13日 (第64回 第二部会)	審議
平成30年 1月10日	答申